

質を有する労働力の養成のため、障害者のリハビリテーションのため、また老人・婦人・若年被用者の地位の改善のためにも活動しらる。

ヨーロッパ共同体は、社会的進歩の空間として成立し、社会的エネルギーをその政治的発展のために委ねるための有益な前提をもたらすものである。共同体はかなりの経済力を意のままにしうるし、社会的伝統および発達した構造を有し、また社会保障の中で生活を

形成するという加盟諸国における広い層の意志に基づきうるのである。ヨーロッパの政治に新らしい刺激を与えるということは、その社会的発展の新たな出発点を求めるということである。西ドイツの新政府は、そのことと真剣にとりくもうとしている。

Helmut Rohde, *Aspekte europäischer Sozialpolitik; Soziale Sicherheit (Zeitschrift für Sozialpolitik)*, 19. Jahrgang Heft 10 (Oktober 1970), S. 289—291.

(伊達隆英 健保連)

Droit social誌1971年1月号はこの問題をとりあげている。そのタイトルは「社会保障金庫の選任行為に対する行政府の後見」というものであるが、社会保障金庫理事会のある議決に対する行政権の干渉の限界をとり扱ったものである。ごく大ざっぱにいえば、わが国の健保組合の理事会の議決に対する厚生大臣の介入する限界を問題としたものである。

同誌では、まずこの事件についての参事院の判決が紹介され、つづいてこの判決に大きな影響を与えた政府委員 Baudouin の長文の見解、最後にトゥールーズ大学 Mandeville の考察が掲載されている。

事件の発端は古く1963年9月にさかのぼるが、同月27日に、事件の一方当事者たるパリ地区初級社会保障金庫理事会は同金庫事務局の幹部の選任をおこなうに当たって、一部使用者代表の出席を得られないまま、ポスト数17につき被用者代表13、使用者代表4の配分を決議した。このような金庫理事会の活動は原則として、すべて社会保障法典の規定にもとづき「社会保障機関の組織上の基本原理」に従っておこなわれるべきものとされている

## 社会保障と行政権の介入

(フランス)



のもとでは、必然的に金庫の独立性と国の監督権との間に衝突がさけられず、両者の間にはほとんど恒常的にといってよいぐらいに緊張関係が支配している。

1969年1月31日の参事院訴訟部の判決事件も、このような金庫の独立性と国の監督権との間の緊張関係を示す一つの事例であって、

フランスの社会保障では各種の金庫 caisses が実施主体となり、国が保健社会保障省を通してその監督に当たる。この場合、各種の金庫は労使双方の代表者を中心として構成される私法上の独立の法人とされており、社会保障の運営と監督が完全な形で分離しているわけである。このような社会保障システム

が、当時の労働社会保障大臣は、当該金庫の議決はこの基本原理に反しておこなわれたものであるとして、63年11月12日にその命令で同議決の無効を宣言した。パリ地区初級社会保障中央金庫は、この大臣の命令が金庫理事会の自主決定権を侵害するものであるとして、パリ地方行政裁判所を経由して参事院に対してその無効確認を訴求し、69年1月31日に最終的に大臣の命令が無効である旨の判決が下されたのである。

この事件には、社会保障金庫の自主性と国の監督権の及ぶ範囲またはその限界、社会保障金庫の組織上の基本原理、社会保障金庫の内部規約の拘束力、あるいはこの種の事件に関する裁判管轄権限の問題など、多くの興味ある問題点が含まれている。

ところで、労働大臣が当該金庫理事会の議決を無効とした根拠はどのようなものであったかであるが、それは次の点にある。すなわち、事務局幹部のポストの選任手続きをおこなった同金庫理事会では、使用者代表が、その希望する役席の重要性について他の理事会メンバーとの意見が一致しないため退席し

たまま、残りの理事(被用者側)だけで議事がすすめられ、いちおう使用者側代表のために四つのポストをあけて置いて、他の13のポストについて選任議決をおこなったのである。労働大臣は、同理事会におけるこのような選任手続きは社会保障機関の組織上の基本原理、すなわち被用者側と使用者側はその議決機関において均衡のとれた方法でそれぞれの代表を出すものとする「基本原理」に反するものとして、社会保障法典第171号を根拠にして同選任手続きが無効であるとしたのである(同法典条によると、大臣は、社会保障機関理事会の決定が法に反するものと考えられるときにはそれを無効とするとできるとされる)。

参事院は、この社会保障機関の組織上の基本原理違反の問題について、一方では使用者側代表のための4ポストを空席にして置くのは使用者側の代表権を奪う結果をもたらすので事務局の構成の点で基本原理違反であるとしながらも、他方で結果的には残りの13ポストの選任手続きについてはこれを容認する態度をとっている。このような参事院の態度に影響を与えたのは政府委員の基本原理につい

ての考え方である。それによると、この基本原理は金庫理事会の理事の構成に関する社会保障法典第23条にいう「比例制の原理」であるとする。すなわち金庫理事会構成員の $\frac{3}{4}$ は被用者代表の理事で、残りの $\frac{1}{4}$ が使用者代表の理事であるから、金庫事務局幹部のポストのうち被用者側および使用者側に配分されるポストの数は $\frac{3}{4}$ 対 $\frac{1}{4}$ でなければならないというのである。この事件では17ポストのうち13ポストを被用者側に、4ポストを使用者側に配分しているのでこの基本原理には反していないというわけである。Mandevilleはこれに対して、1960年2月24日の破毀院判決を引用して、事務局メンバーの選任は必ずしも代表される選出母体間の単純な算術比だけに依存するのではなく、さらに「内在的重要性」や「歴史的普遍性」の考慮を加えることがこの基本原理のより妥当な理解ではなかろうかと疑問を提起している。

しかし実際に参事院が労働大臣の命令を無効としたのは、実はこの基本原理の適用によってではない。参事院が根拠としているのは労働大臣のこの問題に対する監督上の越権に

ある。すなわち私法上の法人とされる社会保障金庫理事会の事務局幹部の選任行為に関する争訴は普通法上の事件として司法裁判所で処理されるべきものであり、社会保障法典第171条に規定する大臣の監督権限の対象となるものではないとするのである。つまりこのような選任行為は金庫の内部問題であり、行政権の介入する問題ではないとするのである。

このように理解するとすれば法律的にはこの事件をどのように処理されるができるであろうかとして、Mandeville は一つの仮説的な議論をおこなっている。それは金庫の内部的違反の問題についてである。すなわちこの事件の当事者たるパリ地区初級社会保障中央金庫の1963年の内部規約はその第7条で、金庫事務局における労使各代表の構成に関する原則は理事会の構成をもととしなければならないと定めている。従ってこの内部規約の拘束力を検討することによってもこの事件の処理が可能ではないかと問題の提起をしているのである。しかし参事院はこの問題について、社会保障機関は自から定めた規約に服従

させられるものではないと判断した。それは社会保障機関を私法上の法人とみるとところからくるものであって、その種の規約違反は規約の変更と理解されるのである。この点についてはフランスの判例の一般的態度であって、一般的規制の効力をもつかあるいは公権力自体がその起草者となっている場合を別として、「私法上の規約に反する議決に対しておこなわれる異議申立ては法律違反の異議申立てとみなされない」のである。しかしながら他方、この事件の判断に当たって、参事院が当該金庫事務局の「構成」は社会保障機関の組織上の基本原理に反するとしていること

ろをみると、あるいは当該金庫の上記内部規約に一般的規制力をもたせたものと理解することができるかも知れない。もしそうだとすると、一方で社会保障機関の公法的性質を否定しながら、他方でこれを肯定していることになり、この事件は社会保障金庫の法的性質についての従来からの理解に大きな変化をもたらすことになるのではなかろうかというのが Mandeville の最後の指摘である。

*La Autelle ministérielle sur les operations électorales des Caisses de sécurité sociale, Droit social, Janvier 1971, pp. 57—69.*

(上村政彦 健保連)

## 社会保障制度の拠出上限

### — 5カ国による —

(アメリカ)



本稿には、主として、オーストリア、フランス、西ドイツ、スウェーデン、およびアメリカを対象として、社会保障制度の拠出で対象とされる収入の上限にかんする比較と検討

が示されている。

拠出(また、給付にもあてはまる)の対象とされる収入の上限には、(1) 総収入、(2) 各労働者の全収入、および (3) 常傭被用者の全